

令和4年度定期監査の結果報告に基づく措置について

※下表の「頁」は、令和5年3月30日付け、4四監第179号で提出のありました「定期監査結果報告書」のページ数を指します。

頁	項目	意見内容	講じた措置の内容等	所管課
5	第4 個別に指摘すべき事項について 1 調定及び未収金について	昨年度も指摘したが、納期限の設定の取扱いが課によって、又は同一課内にあっても“まちまち”である。納期限の考え方が全く不適切な事案も見られ、統一した取扱いルールの制定が必要である。早急に対応するよう求める。	令和5年度中に財務規則を改正（納期限に関する規定を追加）し、令和6年度から運用開始します。	財政課
5	第4 個別に指摘すべき事項について 1 調定及び未収金について	<p>昨今は、担当者の努力により未収金の滞納整理が進んでいると認められる部署が増えており、一定の評価をする。しかし、これまで何度も指摘してきたことであるが、滞納がありながら督促すらしていない部署がいまだにあり、課長等の意識の違いが事務執行に如実に表れている。徴収を専門とする部署の知見を得たりして、適正な事務執行に努めるよう強く求めるとともに、課長等の意識の改革を望みたい。</p> <p>【事例1】 ①電話で納付の確約が取れた②信頼関係で納付して貰っていた③納付したかの確認をしていなかったことにより督促状を発していない。（企画広報課）（福祉事務所）（環境生活課）（まちづくり課）（西土佐診療所）</p>	<p>【企画広報課】 令和4年度定期監査後、係長、担当者の2名体制で納付状況を共有し収納管理の徹底を図っており、必要に応じて相手方へ連絡することとしています。</p> <p>【福祉事務所】 令和5年度より担当ケースワーカーにて各返還金の督促、催告を実施します。</p> <p>【まちづくり課】 （1）未収金への対応について 指摘を受け、以下の措置を講じました。 ①システムを閲覧し納期限を注視した。 ②電話で納付を促し、納付日の確認を行った。 ③納入が確認できない場合は、再度電話にて確認し促した。 今後は、以下のとおり対応していきます。 ①納期限の迫る3日前を目途に確認を行い電話による納期内納付を促す。 ②納期限日に確認を行い、速やかに督促状を发出する。 （2）長期未収案件への対応について 未収金であった県営事業負担金急傾斜地崩壊対策（受益者割合）（歳入21-05-01-07-04）535,991円のうち一部（199,759円）について、相手方と粘り強く交渉を行うことで徴収することができました。 今後は、徴収を専門とする部署の知見を得る等して、適正な事務執行に努めます。</p> <p>【西土佐診療所】 指摘を受け、債権管理マニュアルを参考に督促状を作成し、課内で協議して意識の統一を行いました。令和5年4月より未収金が発生した場合は、債権管理マニュアルにより遅滞なく督促状を発行することとしています。</p>	企画広報課 福祉事務所 環境生活課 まちづくり課 西土佐診療所
5	第4 個別に指摘すべき事項について 1 調定及び未収金について	<p>【事例2】 普通財産の賃貸借について、貸付料の納期限の設定を賃借人の“資金繰り”を考慮し設定したとしている。普通財産の貸付料は前納させなければならない（財務規則第111条第4号）が、“市長が特にやむを得ないと認めるとき”は随時に納期を定めて納入させることができるものである。賃借人は公の財産を借りることにより便益を得るわけであり、公の財産の賃借料を優先しない資金繰りが市長の特認事項になり得るのか。（企画広報課）</p>	令和5年度は、納期限については、前納を念頭に置き、課内で統一した取扱いとなるよう協議のうえ納期限を設定しています。また、今後全庁的な納期限の設定に関する「統一した取扱いルール」が制定されれば、それに則った取扱いとします。	企画広報課

令和4年度定期監査の結果報告に基づく措置について

※下表の「頁」は、令和5年3月30日付け、4四監第179号で提出のありました「定期監査結果報告書」のページ数を指します。

頁	項目	意見内容	講じた措置の内容等	所管課
5	第4 個別に指摘すべき事項について 1 調定及び未収金について	【事例3】 行政財産の賃借料の納期限設定において、賃借人の“負担軽減のため”として2回に分けての支払いとしている。行政財産の貸付料は前納させなければならない（行政財産の目的外使用に関する条例第3条第4項）が、“市長が特にやむを得ないと認めるとき”は随時に納期を定めて納入させることができるものである。賃借人は公の財産を使用して収入を得て（営業して）おり、市長の特認事項になり得るのか。（企画広報課）	指摘を受け、今年度の賃借料から1回での支払いに改めました。	企画広報課
6	第4 個別に指摘すべき事項について 1 調定及び未収金について	【事例4】 生活保護費返還金の未収金について、昨年度は「保護廃止・死亡者については戸籍等の確認を行い、支払能力を見極めて不納欠損処理を検討」との回答であった。今年度は「債権回収の知識が充分でなく、人員も不足。収納対策室への移管を交渉しているが方針は定まっていない。」としている。他の課等も同様の課題を持つが徐々にでも解決を図ろうとしている中、この1年間、未収金の処理は元より対策の進展が全く無い。（福祉事務所）	令和5年度より担当ケースワーカーにて各返還金の督促、催告を実施します。また、査察指導員により支払い能力や時効を確認し、催告や不能欠損処理を行うとともに、収納対策室に協力を仰ぎ、今後の体制について協議を継続します。	福祉事務所
6	第4 個別に指摘すべき事項について 2 随意契約の締結について	地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び第5号から第7号の各号を根拠として随意契約を締結しているものの、その具体的な根拠理由を事情徴取すると、③全く曖昧なものであったり④客観的な考察がなされてなく主観的な理由であった⑤初年度の契約を随意契約で行い、次年度以降を「当該事務・事業に精通している」といった理由にしたりといった、随意契約とすることが不適当な案件が相当数あった。競争入札をせずに『積極的に随意契約とする理由を探している』ように感じられる。法令に則った厳正な事務執行を求める。	【企画広報課】 指摘を受け、前例踏襲とならないよう客観的に考察することを十分に認識したうえで業務遂行にあたっています。今後は競争入札を基本とし、適正な事務執行に努めます。	企画広報課
7	第4 個別に指摘すべき事項について 2 随意契約の締結について	【事例1】 「原版を持っている」や「以前、同じ業務を受託しコンテンツ（動画・素材）を持っている」という理由で1者随契しているが、随意契約とする根拠になっていない。また、委託事業の成果品・データの著作権の取扱いが不明確であることが分かった。関係法令を調査し、必要に応じ契約条項に取扱いを盛り込む対応をされたい。	【健康推進課】 著作権法では、著作者（著作物を創作する者）が著作権の権利を持つとされています。今回、契約書及び仕様書を確認し、著作権の取り決めについて記載しておりませんでした。これについては、今後契約書に明記するよう改めます。今回、委託業者に確認し、原版の譲渡は可能と回答をいただいたので、次回の契約時には原版を利用し、複数社から見積りをとることとします。 【農林水産課】 ご指摘の契約においては、成果物の著作権は本市に帰属するものとして契約を行ったものですが、契約書、仕様書には著作権に係る取り決めについての記載はありません。著作権法によると、この場合、著作者が権利を持つこととなりますので、今後、同様の契約を行う際には契約書に明記するよう改めます。 また、先行して行った委託成果品等をもとに、同様の随意契約を行う際には、その成果をもとに複数社から見積りをとるよう改めます。	健康推進課 農林水産課

令和4年度定期監査の結果報告に基づく措置について

※下表の「頁」は、令和5年3月30日付け、4四監第179号で提出のありました「定期監査結果報告書」のページ数を指します。

頁	項目	意見内容	講じた措置の内容等	所管課
7	第4 個別に指摘すべき事項について 2 随意契約の締結について	【事例2】 昨年度も指摘したが、委託業務全てが随意契約となっている。競争入札が相当な業務は入札執行し、随意契約が妥当な案件であっても安易な1者随契は控えること。(観光商工課)	四万十パーク植栽管理業務において指摘がありましたので、令和5年度の委託業務は指名競争入札としました。(ただ、指名した8者のうち7者が辞退しましたので、随意契約となりました。) 今後は、業務内容を実施できる業者が市内に1者の場合や、トイレ清掃等で地区に管理を依頼している場合があり、他者から見積を徴収することが難しい案件が多くありますが、2者以上から見積徴収が可能な場合は少額でも徴収するよう努めていきます。	観光商工課
7	第4 個別に指摘すべき事項について 2 随意契約の締結について	【事例3】 指名競争入札に付したが不落となり、“来年度実施予定の工事の予算見積りに間に合わない”として不落随契したもの。随意契約ができるのは「再度の入札に付し落札者がいないとき(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)」であり、法令に反している。(地域企画課)	定期監査結果を課内に周知し、指名競争入札に付したが不落になった場合の取り扱いについて、再確認を行いました。今後類似事例が発生した際には、再入札を行います。	地域企画課
7	第4 個別に指摘すべき事項について 3 補助金等の支出について	【事例1】 住宅耐震改修工事補助金の交付決定を受けたにもかかわらず、補助対象者が資金の都合を理由に長期に渡り改修工事を実施していない案件がある。これらは、補助を希望する者が他にもおり、補助交付決定を取り消し、その予算を他者に回すべきである。(地震防災課)	令和5年度からは、当該補助金に関する繰越は2年(2回)までとします。 ※R3受付の場合、R4・R5までは繰越可能としますが、R6は不可とします。また工事でできない場合は、他者へ回すため早めの変更申請の依頼を行います。	地震防災課
7	第4 個別に指摘すべき事項について 4 番外(支給した公費の適切な処理について)	有害鳥獣捕獲報償費について、滋賀県の猟師30人が国税庁の税務調査を受け、1億7千万円の申告漏れを指摘されたとの新聞報道があった。再度、適正な税務申告をするよう指導された。(農林水産課)	指摘を受け、猟友会総会で適正な税務報告の徹底について要請するとともに、報償金請求の際に窓口で各狩猟者個別に指導するようにしています。 今後は窓口での指導を継続して行うとともに、有害捕獲許可書や各種通知等送付時に啓発文書を同封し徹底を図ります。(次回一斉送付は11月上旬)	農林水産課